

まちづくり条例での規定	開発業者	市	まちづくり市民団体	弁護士からの指摘
2023/2/8	3者協議会で商業施設の事業を断念を表明		参加	
2023/3/7	大規模開発の事前相談は4月前までに行う 事業の取り下げ申請手続きに入る	商業施設の事業断念を書面で回答		事前相談はなされたのか？開示してほしい 一層出者の不利になる可能性があるのか？開示しない (市との面談24./2/1時に回答)
2023/5/15		前計画廃案	前計画廃案	
2023/5/16 (大規模開発事業25条、26条、27条) 速やかに標識設置 市は必要な助言をする まちづくり市民団体に通知	大規模開発基本事項届出書提出 (標識設置申請はしていない)	左記書面受理		条例違反ではないかの指摘 (市との面談24./2/1時の回答は以下の通り) (標識を設置するよう)2回指導したかもしれないが記録はない (市の助言を開示してほしい)→上に添えるので保留 (標識が出ていない間は住民への周知はしないと回答)
2023/9/29	大和情報サービスが大和地所に引き継ぐ挨拶に来る 大和情報サービス退席後、大和地所から説明会実施の承諾を得る旨の	挨拶とのことで面会(KKR) 説明会は承諾せず		(廃案前棟の3者協議会以降、ここまでの流れについては自治会は報告は受けていない)
2023/11/15	自治会と会談 説明会開催を口頭依頼	大和地所と会談(かいひん荘) 計画マンションの説明を受ける (説明会は2024年に入って開催するよう依頼)		
2023/11/17	基本事項変更届を提出	変更届を受理 変更届を自治会あてに郵送		
2023/12/4	(標識設置) 2月4日の説明会予約 自治会に開催を通知	標識設置		
2023/12/15			市から基本事項変更届が到着 「変更届」であることが発覚 原届けを情報開示請求	
2024/1/9		意見書は事業者宛てなので、市への意見は提案書に書き換えの指示	意見書の提出	
2024/1/15		提案書4通・意見書1通受理	市への提案書4通、事業所あて意見書1通を提出	
2024/1/25		意見書に対して市の手続きに問題はないと考えている旨の文書回答		
2024/2/1		自治会・代理人弁護士と面会 ここまでの事実経過については、認める。 しかし、条例違反については担当の立場では回答できない、と保留	都市調整課・土地利用政策課担当者との面会	
2024/2/4	条例に基づくものとして説明会を強行開催		説明会は無効として、理由を述べて退席 無効に同意である署名200名 比留間副市長訪問・音楽ホール内の件 堂谷、吉井	
2024/2/21			呉東弁護士と土地利用調整課訪問 産形、藤本、西原、兵藤、京々島	
2024/3/5 説明会議事録公表・意見書受理			比留間副市長再訪問・まちづくり計画部担当同席 産形、堂谷、吉井、兵藤 千田副市長訪問(古賀部長も別途) 鈴木	
2024/3/27				
2024/4/11			住民協定成立	
2024/4/12		意見書に対する見解書の提出	説明会についての意見書提出 (TK2通、個人名堂谷、鈴木、京々島各1通)	
2024/5/13			まちづくり審議会傍聴 (池田、吉井、兵藤、清田) 6月議会陳情(建設常任委) TK各で 2通提出・産形発言 条例順守に ついて継続審議、三者協議は否決	
2024/6/14				
2024/8/23 請求により公聴会を開催			公聴会 公述順、鈴木、堂谷、 京々島、兵藤、藤本	
2024/8/31			住民アンケート実施	
2024/10/31			土地利用調整制度についてのパブ コメ(清田さん個人名提出)	
2024/11/14 まちづくり審議会 市長の助言指諭を作成			まち審傍聴(吉井、兵藤)	
2024/12/13			12月議会(建設常任委) 陳情・鈴木個人名・市の対応の不適切 否決。京々島個人名・由比方浜の交通 防災問題・継続審議	